

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会補助金交付要綱

平成16年4月1日施行

改正	平成19年4月1日	平成21年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年10月1日	平成25年7月1日
	平成26年4月1日	

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）が、八王子市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業に要する経費に対し補助することで、その健全な発展及び社会福祉に関する行動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- 2 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会補助金（以下「補助金」という）の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

- 第2条 この補助金の交付対象は、次の目的を達成すると認められるものとする。
- (1) ボランティア活動推進
 - (2) 運営費等補助
 - (3) 地域福祉活動の推進

(補助金の交付額)

- 第3条 補助金の交付額は、当該年度の予算の範囲内において市長が認めた額とし、算定方法は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 社会福祉協議会が補助金を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。
- (1) 定款及び役員名簿
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第5条 市長は、前条の規定による補助金の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により社会福祉協議会に通知するものとする。

(交付及び請求等)

- 第6条 前条の規定により交付の決定をした補助金は、請求により分割又は一括して交付するもの

とし、請求及び受領手続については、八王子市会計事務規則（昭和 39 年八王子市規則第 7 号）の定めるところによる。

（実績報告書の提出）

第 7 条 社会福祉協議会は、補助事業が完了したときは、直ちに補助事業実績報告書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業確定通知書（第 4 号様式）により社会福祉協議会にその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消）

第 9 条 市長は、社会福祉協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- （4） 前 3 号のほか、補助金等の交付の手続等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第 10 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第 8 条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助金の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業名	補助対象事業内訳	算定方法
ボランティア活動推進	活動支援事業、活動普及事業 ボランティア相談事業、ボランティアセンター管理運営費（元横山、南大沢分室）、ボランティアリーダー養成事業	総事業費の8割を補助金交付限度額とする
運営費等補助	職員人件費、常勤嘱託職員人件費、非常勤嘱託職員人件費、水道光熱費、電話料金	総事業費の9割を補助金交付限度額とする
地域福祉活動の推進	いきいきプラン八王子にもとづく地域福祉推進事業	総事業費の8割を補助金交付限度額とする